

広島市地域公共交通会議設置要綱に係る新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条から第6条 (略)</p> <p>(書面審議)</p> <p>第7条 会長は、議案が次に掲げるものである場合は、書面審議により、議事を決することができる。</p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの</p> <p>(3) その他会長が軽易であると判断したもの</p> <p>2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。</p> <p>第8条から第14条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は平成22年7月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は令和元年10月25日から施行する。</p>	<p>第1条から第6条 (現行に同じ。)</p> <p>(書面審議)</p> <p>第7条 会長は、議案が次に掲げるものである場合、<u>又はやむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合には</u>、書面審議により、議事を決することができる。</p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの</p> <p>(3) その他会長が軽易であると判断したもの</p> <p>2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。</p> <p>第8条から第14条 (現行に同じ)</p> <p>附 則 この要綱は平成22年7月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は令和元年10月25日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和2年 月 日から施行する。</u></p>

広島市地域公共交通会議設置要綱に係る新旧対照表